

排水設備指定工事人(農業集落排水事業)の指定・変更

関係書類一覧

1. 新規指定申請

新規指定は、常滑市公共下水道事業の排水設備指定工事店の指定を受けている方に限ります。

必要書類	備考
指定工事人指定登録申請書(様式第1号)	
責任技術者証の写し	愛知県排水設備責任技術者証

新規指定にあたっては、事務手数料として20,000円の納付が必要です。

納期限や納付方法は、申請時に説明します。

2. 変更の届出

指定登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

届け出が必要な変更事項

- ・指定工事人の名称、所在地、代表者の氏名、電話番号、責任技術者

必要書類	備考
指定工事人等変更等届(様式第5号)	

指定工事店(公共下水道事業)の変更届を提出する場合は、指定工事人の変更届を省略することができます。

3. 工事人証の再交付

工事人証を汚損し、又は紛失したときは、速やかに再交付を申請してください。

必要書類	備考
指定工事人登録証等再交付申請書(様式第4号)	

再交付にあたっては、事務手数料として20,000円の納付が必要です。

納期限や納付方法は、申請時に説明します。

4. 事業の廃止等

指定工事人としての営業を廃止したときは、直ちに届け出てください。

必要書類	備考
指定工事人等変更等届(様式第5号)	
工事人証	